

# 平成20年度 横浜市保育所入所案内



## 保育所とは？

保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

## I 認可保育所への入所について

### 1 保育所に申し込みをできるのはどんなとき？

保護者が、次のような理由で、お子さんを保育できないときに申し込めます。

ただし、保護者に代わって、同居の祖父母などが保育できるときは、保育所に入所できない場合があります。

- (1) 会社や自宅を問わず、1日4時間以上、月16日以上働いているとき
- (2) 出産の準備や出産後の休養が必要なとき（産前産後8週間）
- (3) 病気や障害のため保育が困難なとき
- (4) 病人や障害者を介護しているとき
- (5) 自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき
- (6) その他

- 例
- ・大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき
  - ・仕事を探しているとき（入所後、3か月以内に就職することが条件となります。）
  - ・別居の親族を常時介護しているとき
  - ・育児休業明けの入所可能日は、育児休業の終了する日の属する月の1日以降です。  
（例えば4月1日入所可能の方は、4月1日から4月30日の間に育児休業が終了する方です。）



### 2 申し込み方法

- (1) 申し込みは、**保育所の所在地の区の区役所サービス課**で、常時受け付けています。  
4月からの入所については、1月から別途申し込みを受け付けます。

詳しくは「広報よこはま区版11月号(港北区、戸塚区)または12月号(その他の区)」をごらんください。  
(港南区、港北区、青葉区、戸塚区では、12月から申し込みを受け付けます。詳しくは、区役所サービス課にお問い合わせください。)

- (2) 市外の保育所を希望するときは、お住まいの区の区役所サービス課にお申し込みください。
- (3) 保育所の入所に関するお問い合わせ先につきましては下記をご参照ください。

- ① 横浜市こども青少年局ホームページ (<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/kosodate/nyuusyo.html>)
- ② 各区福祉保健センターサービス課

区名	電話番号	FAX番号
鶴見	045-510-1839	045-510-1887
神奈川	045-411-7113	045-324-3702
西	045-320-8472	045-290-3422
中	045-224-8171	045-224-8159
南	045-743-8249	045-714-7989
港南	045-847-8458	045-845-9809
保土ヶ谷	045-334-6353	045-334-6030
旭	045-954-6173	045-955-2675
磯子	045-750-2435	045-750-2540
金沢	045-788-7772	045-788-7794
港北	045-540-2320	045-540-2396
緑	045-930-2432	045-930-2435
青葉	045-978-2428	045-978-2427
都筑	045-948-2318	045-948-2309
戸塚	045-866-8466	045-866-8473
栄	045-894-8411	045-893-3083
泉	045-800-2415	045-800-2513
瀬谷	045-367-5703	045-364-2346

- ③ 横浜市コールセンター（申し込み書類の書き方・受付の日程等一般的なお問い合わせ）

電話番号 045-664-2525

FAX番号 045-664-2828

### 3 申し込みに必要な書類

1	保育所入所申込書 保育所入所申込補助票 保育所入所申立書	必ずお書きください。	
2	「保育できないこと」を証明する書類  ※65歳以上の方を除き、同居されている親族全員の書類が必要です。  ※すでに、働いている方でも「雇用証明書」の提出がない場合には、入所の選考で求職者と同様の扱いとなります。	会社や自宅等で雇用されて、働いている方、就職が内定している方	雇用(内職)証明書
		自営業の方	事業経営届(雇用証明書の裏面です)
		出産の準備、産後の静養の場合	母子健康手帳
		保護者などが病気の時	診断書
		病人を介護しているとき	病人の診断書 介護または付き添いに関する申立書
		保護者などが心身障害の時	身体障害者手帳等 介護を受けている人の障害者手帳、通園・通学証明書 介護または付き添いに関する申立書
3	税額の証明書  ※保護者(世帯状況により同居の祖父母)のものが 必要です。	確定申告される方	平成19年分確定申告書(控) ※原則税務署の受付の受理印のあるもの
		給与所得のみの方	平成19年分源泉徴収票
		※どちらの方も、税額が0円の場合でも提出してください。 <b>※平成19年1月2日以降に横浜市内に転入した方は、次の書類も必ずご提出ください。</b> 平成19年1月1日現在の住所地の市町村が発行する 平成19年度(平成18年所得分)住民税課税証明書	

※原本の返却を希望される方は、原本と一緒に写しもお持ちください。

※認可保育所以外に有償で預けている方は、契約書等の証明資料をご提出ください。

※上記の様式類及び記入例については横浜市こども青少年局のホームページからダウンロードできます。また、その他、入所選考基準表やQ&A集もありますのでご利用ください。

### 4 入所選考

- (1) 横浜市の入所選考基準に基づき、保育の実施会議で入所者を決定しています。
- (2) 選考結果は「入所承諾通知書」または「入所不承諾(保留)通知書」でお知らせします。
- (3) 4月の入所の可否については、2月下旬にお知らせします。  
それ以外は、入所が内定した場合、随時連絡をいたします。
- (4) 複数の園に申し込みをしている場合に、いずれかの園で内定となった場合、他の園への申し込みの効力はなくなります(複数の区にまたがる場合も同じです)。内定した園以外の保育所を引き続き希望する場合は、別途申し込みが必要になります。

#### 入所できなかった方 または 入所を辞退される方について

希望された保育所に空きがない場合や、申込者が定員を上回り、選考の結果入所できなかった場合には、保留として希望の保育所の待機者として登録され、翌月以降も選考の対象となります。

一度提出していただいた申込書は、平成21年3月末まで有効です。保留のまま入所できない場合は、あらためて平成21年4月からの入所申し込みをしてください。

申し込んでから入所が内定するまでの間に、家庭状況や就労状況、希望園などの変更があった場合は、区役所サービス課に必ず連絡してください。連絡がない場合、選考上不利になることもあります。また、入所申し込みの必要がなくなった場合は、必ず申し込みの取り下げの届け出を行ってください。

## 5 保育所の入所選考基準

(基準の考え方)		その他の世帯状況	
<p>※ランクは、A B C D E F Gの順に入所の順位が高いものとします。</p> <p>※お父さん、お母さんでランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。</p> <p>※同居している祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できない事を証明する診断書等を提出することが必要です。</p> <p>※障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。</p> <p>※選考に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。</p>		<p><b>【ランクアップ項目】</b></p> <p>①から④は各項目1ランクずつ、⑤は2ランク、最高で2ランクまでアップします。</p> <p>※左記「9ひとり親世帯等」が適用される場合はランクアップの対象外です。</p>	
お父さん、お母さん（※1）が保育できない理由、状況			
1 居宅外労働 (外勤・居宅外 自営)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	A	<p>①ひとり親世帯等</p> <p>②生活保護世帯</p> <p>③生計中心者の失業</p> <p>④横浜保育室・家庭保育福祉員・認可乳児保育所等の卒園児（卒園時に育児休業中だった方で復職時に申込をする場合を含む）</p> <p>⑤育休のため退所し、再入所する場合</p> <p>①～⑤は優先順位ではありません。</p>
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	B	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	C	
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	D	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	E	
2 居宅内労働 (内勤・居宅内 自宅)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	B	
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	C	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	D	
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	E	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	F	
3 産前産後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	D	
4(1) 病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A	<p><b>【同一ランクで並んだ場合の選考】</b></p> <p>同一ランクで並んだ場合は以下の状況を調整指数により、選考します。（裏面参照）</p>
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	B	
	通院加療を行い、1日4時間、週4日以上安静が必要で保育が困難な場合。	E	
4(2) 心身の障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A	
	身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B	
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E	
5 親族の介護	臥床者・重度心身障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。	A	<p>①市内在住</p> <p>②保育の代替手段 子育て支援者となる同居親族の有無など</p> <p>③世帯の状況 被介護者の有無など</p> <p>④就労状況 夜勤を伴う変則勤務の有無など</p> <p>⑤ひとり親世帯等</p> <p>⑥きょうだいの状況 きょうだい同一施設入所や多子世帯など</p> <p>⑦課税所得金額</p> <p>①～⑦は優先順位ではありません。</p>
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。	B	
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。	E	
6 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	A	
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	D	
8 求職中	求職中（入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）	G	
9 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。（求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）	A	
10 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	A (※2)	
<p>(※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。</p> <p>(※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。</p>			

## 6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月改定)

※ 同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に「調整指数」としてそれぞれの項目に点数をつけます。  
 ※ この点数が高い方から順番に選考します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

	内容		備考	
保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1	保育の代替手段については、左記のうち主たるもの1項目のみを適用します。	
	転園（転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のための場合は除く、認定こども園からの転園は含む）	-1		
	横浜保育室、家庭保育福祉員、認可乳児保育所の卒園児（卒園時に育児休業をとっており、育児休業明けで認可保育所へ申込み場合も含む）	3		卒園証明書等のある場合に限りです。
	申込児童を[横浜保育室、家庭保育福祉員、認可保育所、認定こども園]以外へ有償で預けている（一時保育のみの利用は含まない）	2		契約書等証明資料がある場合に限りです。
	申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員へ預けている（一時保育のみの利用は含まない）	1		
	児童を職場で見ている	-1		
	児童が危険を伴う環境にいる	1		
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合	0		
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1,2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1,2,3級の一つに該当する場合またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	2	元のランクの類型が「心身の障害」のときは加点しません。	
	保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に著しく負担がかかる場合	1		
	同居家庭内に身体障害者・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて介護している場合（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く）	1	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。	
	同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合（在宅介護に限る）	1		
市内在住	市外在住者（転入予定者は除く）	-8		
就労状況	単身赴任	1		
	両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯	1		
	居宅外自営業であるが、職場が自宅に併設している	-1		
	勤務実績が1か月未満である世帯	-1		
ひとり親世帯等	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合	3		
	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	1		
	元のランクが「9. ひとり親世帯等」の場合	元々のランクが「9. ひとり親世帯等」で就労内定の場合 元々のランクが「9. ひとり親世帯等」で求職中の場合	-2 -7	上2行の点数と重複して適用されます。
きょうだいの状況	既にきょうだいが入所している場合（きょうだい同一の保育園に入園を希望する場合に限る。）	2		
	既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込みをした場合	1		

### <同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型間の優先順位(①~⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中
2	両親のうち一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
3	時間的・業務的拘束力の強さ
4	保育の協力者の有無
5	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
6	経済的状況(課税所得金額)が低い世帯 ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判定する場合があります (勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先)

## Ⅱ 横浜市の認可保育所について

横浜市内には、市立と私立あわせて、383か所の保育所があります。  
(平成19年11月現在)



### 1 保育時間

朝 7:30	日中	夕 18:30	夜
<b>時間延長サービス</b> <small>※事前の申込が必要です。 ※別途利用料がかかります。</small>	長時間保育	原則保育時間 8時間	長時間保育
			<b>時間延長サービス</b> <small>※事前の申込が必要です。 ※別途利用料がかかります。 ※間食代または夕食代が別途かかります。</small>

※「長時間保育」、「時間延長サービス」は各保育所で実施状況が異なります。  
各区の保育所一覧で確認してください。

※「長時間保育」の利用については、家庭の状況に応じて、区福祉保健センターで決定します。

### 2 保育料

- 保育料は世帯にかかる前年の所得税等とお子さんの年齢によって決定しています。  
※保育料の決定の基となる課税額は、配当控除、外国税額控除及び住宅取得(等)特別控除(いずれも税額控除)が控除される前の金額を用います。
  - 保育料の納入は、原則として口座振替でお願いします。(振替日は毎月28日です)
  - 月の途中で、入所または退所した場合は、日割りになります。
  - 保育所または幼稚園に2人以上のお子さんが入所した場合、きょうだい割引があります。
  - 世帯の負担能力に著しい変動が生じ、保育料の支払いが困難となる等一定の条件を満たす場合には、費用負担の軽減を図る制度があります。詳しくは各区役所サービス課にご相談ください。
  - 新年度保育料は3月下旬に決定します。今年度の保育料表は、こちらをご覧ください。  
<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/kosodate/19hoikuseido.html>
- ※ 保育料は原則として口座振替の方法により納付してください。各月末までに納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、財産の差押等の滞納処分を受けることがあります。

### 3 時間延長サービス(事前に保育所への申込が必要です。)

- 時間延長サービスの利用料として30分あたり月額1,700円をご負担いただきます。
- 変則勤務等により、あらかじめ利用日がはっきりしており、その日数が月10日間以内である場合は、利用料及び間食(おやつ)代・夕食代を半額とします。
- 2人以上のお子さんが時間延長サービスを利用する場合、利用料を減免します。  
(間食(おやつ)代・夕食代は減免にはなりません)  
(第2子は第1子の50%を減免し、第3子は第1子の90%を減免します)

### 4 給食

3歳未満は完全給食、3歳以上は副食給食(おかずのみ)を実施しています。

※一部の保育所では、全年齢児童の完全給食を実施している施設もあります(ただし、3歳以上は主食代を別途徴収)。

### 5 障害児保育

障害のあるお子さんの入所希望については、申し込み前に、あらかじめ区役所サービス課にご相談ください。

### 6 その他

- 保育所の送迎は、必ず、保護者が行ってください。
- 入所当初は、「短縮保育」(少しずつ保育時間を延ばす)を行う場合があります。
- 入所を希望している保育所について、あらかじめ見学をされることをお勧めします。



#### ★市立保育所の民間移管について★

横浜市では、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的に、平成16年度から市立保育所の民間移管を進めています。詳しくは <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/mineika/> をご覧ください。

こども青少年局保育運営課保育運営担当  
TEL 045-671-2400